

3 教健第 7 0 4 号
令和 4 年 1 月 2 8 日

各県立学校長 様

教 育 長

感染急増時における濃厚接触者の対応について（通知）

このことについて、保健福祉部長から別紙写しのとおり通知がありました。

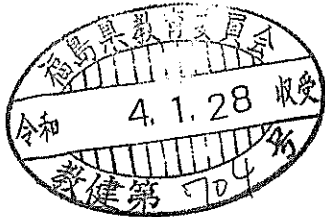
については、現在の新型コロナウイルス感染状況に鑑み、当面の間、下記について貴所属の関係職員へ周知するとともに、適切に対応願います。

なお、今回の対応は緊急の取扱いのため、県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版>の改訂は行いません。

記

- 1 学校内で児童生徒・教職員に陽性者が発生した場合は、学校が校内の濃厚接触者の確認を行う。
なお、同居家族に陽性者が発生した場合は、引き続き保健所が濃厚接触者を特定し、検査や調査を行う。
- 2 特定した濃厚接触者は出席停止とし、陽性者と最後に接触があった日の次の日を 1 日目とし、10 日間の自宅待機を指示して健康観察を行う。
* 県立学校対応マニュアル<改訂第 6 版> P. 5 の対応とは異なるが、学校等欠席者・感染症情報システムへの入力、濃厚接触者として登録する。
- 3 自宅待機中、体調不良が見られた場合は、医療機関を受診するよう指導する。その際、「濃厚接触者」であることを伝えるよう指示する。
* 原則として、無症状である場合は検査の必要はない。ただし、受験機会の確保のため必要がある場合についての対応は、別途通知する。
- 4 学校外活動により、陽性者から濃厚接触者である可能性がある旨の連絡を受けた場合は、速やかに学校に連絡し、10 日間の自宅待機を行うよう指導する。
- 5 上記の対応については、学校医等と相談し、よく連携して行う。

(事務担当 高校教育課 主幹 亀田 電話 024-521-7769)
(特別支援教育課 主幹 根本 電話 024-521-7779)
(健康教育課 主幹 鈴木 電話 024-521-7777)



教育長 様



3健第13052号
令和4年1月28日

保健福祉部長
〔新型コロナウイルス
感染症対策本部事務局長〕

感染急増時における濃厚接触者の対応について（通知）

このことについて、県内の感染急増及びオミクロン株の特性（感染スピードが速いこと、軽症者割合が多いこと）を踏まえ、保健所は症状の重い方や重症化リスクの高い方に重点を置き、必要な医療を確実につなげる体制をとるため、濃厚接触者の対応を下記のとおりとしましたので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

つきましては、関係機関へ周知いただくとともに、学校医等とも相談しながら本方針に基づく対応について御配慮くださいますようお願いいたします。

＜今後の濃厚接触者の対応＞（詳細は、別紙及び以下の URL を参照ください）

① 濃厚接触者の重点化

→ 保健所は、感染している可能性が高い同居家族や、医療機関・高齢者施設等の重症化リスクのある集団に重点的に対応する。

② 上記①以外（知人、勤務先、学校など）

→ 陽性者からの連絡等を受けた個人や職場の管理者が、濃厚接触者に該当するかどうかを確認し、速やかな自宅待機に移行する。
自宅待機期間中に症状が現れた場合は医療機関を受診する。

※ 上記以外でも、受験シーズンにあたることに鑑み、受験機会の確保のため学校から相談があった場合は、各保健所において個別案件ごとに対応することも可能とします。

【期間】 令和4年1月28日（金）から当面の間

【地域】 県内全域

○ 福島県新型コロナウイルス感染症関連情報ポータルサイト

「新型コロナウイルスに感染した時の対応について（感染急増時）」

<http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/increase.html>



（事務担当 福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

感染症企画チーム 024-521-8583）